

子供が輝く東京・応援事業実施要綱

令和7年4月1日
7福祉子企第176号

第1 目的

この事業は、特定非営利活動法人（NPO法人）等を子供・子育て支援を担う重要な柱の一つと位置付け、効果的な事業を展開する特定非営利活動法人（NPO法人）等に対し、都が直接財政支援等を行うことで、社会全体での子供・子育て支援を一層推進していくことを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

第3 事業内容

都が推進する、次の子供・子育て施策に係る新規又は事業拡充による立ち上げに要する経費に対して、審査会による審査の上事業を選定し、予算の範囲内で補助する。なお、審査会において特に都が推進するものと認められた場合、先駆的事业として採択する。

- (1) 妊娠・出産に関する支援
- (2) 乳幼児期及び学齢期の子供・子育て支援
- (3) 特に支援を必要とする子供や家庭への支援
- (4) 社会的養護経験者等への支援
- (5) その他子供・子育て施策に係る取組で都が認めるもの

第4 事業実施に当たっての留意事項

2により本事業を委託する場合は、都と本事業の受託者は、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。